

森林組合の本質についての一考察

— 広島県下6森林組合の実証的検討から —

赤井英夫 (林政学研究室)

Hideo AKAI

A consideration on the Essence of
Forestowner's Association

I. 問題の提起

この小論は、広島県下の6森林組合について実証的検討を行い、森林組合の本質に関し若干の考察を試みたものである。ところでここで明らかにしようとする森林組合の本質は、森林組合制度の本質ではなくて、現実の森林組合そのものについてである。勿論現実の森林組合は、森林組合制度によって規定づけられているから、この両者を明別することはできないであろう。だがことさら森林組合制度ではなくて、現実の森林組合をとりあげるとするのは、今日この両者の間にかなりの相違がみられるからにはかならない。

それでは、今日森林組合の本質論がとりあげられる意味はどこにあるのであろうか。本来森林組合の本質論が問題になるのは、組合の性格と役割がいまいとなり、今後の発展方向が明らかでない場合である。今日の森林組合の状況は、まさに本質論が問われるような状況にあるといつてよい。

周知のように、今日森林組合の活動は極めて低調である。土地組合的性格が強かった昭和14年森林法に基づく旧森林組合が、昭和26年に協同組合的なものに改組されて10年、官公庁から数多くの助成があったにもかかわらず、その発展は遅々とした歩みを続けてきた。今一番新しい昭和33年度の森林組合統計によると、全国の森林組合総数(施設組合のみ)は4228組合で、組合員総数は1,755,414人を数え、殆んど全市町村に1組合以上の森林組合があることになっているが、このうち常勤役員がいる組合は1,313組合(31.3%)にすぎず、専従職員のない組合がなお1253組合(29.6%)に及んでいる。また1組合平均の払込済出資金は僅かに48万円で、従って事業量も少ない。第1表はこのことを如実にものかたっている。こういったミゼラブルな現実の森林組合の状

第1表 森林組合の主要経済事業実行状況

	実行組合数	総組合数に対する実行組合の割合 %	1組合平均 取扱高 千円
種苗生産事業	1,232	29.1	354
林産事業	928	21.9	2,468
販売事業	1,562	36.6	2,964
購買事業	3,404	80.5	811
加工製造事業	363	8.6	4,421

林野庁 昭和33年度森林組合統計より

況から、近年一部に森林組合無用論さえとび出すに至った。

だが他方、林業基本問題にもみるように、(注1)、森林組合の発展に対する期待もまた少なくない。木材消費資本と森林所有者の両者から、木材流通の合理化、育林業の発展に関して、森林組合の積極的活動を望む声は次第に強くなってきている。

そこでこういった中で、低迷した森林組合が今日実際にいかなる性格をもっているのか、いかなる役割を果しているのか、今後どのように発展させていくべきであるかを明らかにすることが必要となつてこよう。今日森林組合の本質論がとりあげられるのは、まさにこのような課題をバックにしているわけである。

ところで森林組合の本質は何かという問題は、これまで屢々論じられてきた。この場合、いろいろ細かい点の相違はあるけれども、大体制度論が中心となり、森林組合が協同組合的、公共的、二面性をもっていることに焦点がすえられて論じられてきたように思われる。明治以来の我国森林組合が、森林生産の保続と森林所有者の利益の追究という必しも相一致しない目的を2つかかげてきたこと、そのために不明確な性格なものとして低迷してきたことの指摘は正しいものであり、ここでくりかえ

してのべる迄もなからう。〔この二面性をもった森林組合の展開については、拙稿森林組合小史参照（註2）〕

だが本質論の本来の目的が、森林組合の果している役割を明らかにし、今後の発展方向を探ることにあるとするならば、本質論も二面的性格の指摘をこえて、今後の森林組合発展の方向についての理解にまで進まねばならないであろう。そうしてこのことは、先にも述べた通り、現実の森林組合と制度としての森林組合の間に大きな差ができていのであるから、当然森林組合制度の本質ではなくて、現実の森林組合そのものの本質を問うことを要求するであろう。即ち、制度論をこえて、現実の森林組合に即した形で森林組合の本質論が問われねばならないであろう。とすれば森林組合の本質論を展開するためには、森林組合の実態の正しい把握がなされなければならない。ところが、これまでの森林組合の実態把握は浅く、農協に比べてはるかに乏しい。従って既成の資料を基礎にして森林組合の本質は論じにくい。この小論が、広島根下の6組合の実証を通して、森林組合の本質を論じようとした意図はここにあるわけだ。

ところで6組合を選んで実証的検討を行った理由はもう一つある。本来森林組合の構造及び機能を実証的に明らかにし、その本質を論じていくには、次の2つの方法が考えられるであろう。即ち、一つは全国統計を利用する方法であり、他は特定組合を調査する方法である。前者の場合、全国統計を利用することによって一般性もちうるが、とかく森林組合の構造の具体的意味が、統計数字のかげにかくれて、組合の姿勢と性格をつかみにくい欠陥がある。これに比べて後者の場合には、その森林組合の構造及び機能の具体的意味はよく把握しうるけれども、調査組合の特殊性に限界づけられる。即ち、森林組合は、地域によって著しくその重要性、活動状況を異にしている。農業のウェイト高く、山の利用は全く附随的に行われているにすぎない平担村と、農業は自給自足を目標とし、現金収入は専ら林業に依存しているような山村とでは、森林組合の果すべき役割は当然異なるであろう。また広葉樹の多い製炭の村と、育林業の進んだ人工林地帯とでも、森林組合のもつ意味、活動状況には大きな相違があらう。そこで特定の1~2の森林組合の検討からは、その森林組合の性格は明らかにしえても、その結論は限られた意味しかもちえないわけだ。

そこで後者の欠陥を是正するためには、何らかの方法で、この地域的限界をうり破らねばならない。この研究では、広島県西部について地域区分を行い、それぞれの地域から調査組合を合計6つ選んだ。こうすることによって、調査組合の地域性の制限をこえて、森林組合の一般性格の理解に役立つと考えたからである。勿論広島

県西部という地域的特性は残るであろう。だがこの場合には、調査組合の中に、人工林地帯も、広葉樹天然林地帯も、林業のウェイトの高い山村も、農業が圧倒的比重を占める平担村も、サラリーマン農家の多い地域も、それら多様な地域を包含しているので、特定1~2組合の分析からの結論に比べて、はるかに一般性もちうるであろう。

以上から、6組合の実証的検討によって、森林組合の本質論を展開しようとする意味が明らかとなった。それでは次に、森林組合の本質論を展開するために、6つの組合をどのように検討すべきであろうか。森林組合のいかなる面を分析することによって、この目的は達せられるであろうか。筆者はこの点を次のように考える。即ち、森林組合の執行体制と事業と財務を検討することによって、森林組合の姿勢は明らかとなり、今後の森林組合発展への芽と矛盾とをつかみ、森林組合本質論を展開しうるとみるわけである。

この場合、執行体制については、組合を動かしている役員の構成が特に問題とならう。どのような階層の人が組合の役員になっているかということは、組合の在り方を大きく規定している問題である。であるから、本当に組合員の利益となるような役員が選ばれているかどうかを、先ず検討せねばならない。また職員配置状況についても、検討する必要がある。

事業については、その森林組合が如何なる事業に力を入れているかが問われねばならない。木材業者の中間利潤の排除か、業者との対立をさけて専ら地域育林業の振興を図っているのか、それとも林野行政の末端事務を行っているのにすぎないのか等が検討を要する事項であらう。これらを通して森林組合の果している役割が明らかとなる。また事業を行うには、森林組合の経営は安定していなくてはならない。そこで森林組合の財務の面について、森林組合がどのようにして経営を安定させているのか、森林組合の事業の発展上、財務の面からどのような問題があるのかも検討を要しよう。

ところでこれらの3点は、それぞれ全く別個の問題をなしているものではなくて、相互に関連しあった問題を形成している。事業の発展のためには、すぐれた役職員の配置が必要であらうし、そのためには、それらの役員をやとえるだけの組合経営の安定性がなくてはならない。また組合経営の不安定から、職員は町村役場の吏員が兼ねるといふのであれば、事業は林務行政の末端事務等限られた活動に終るであろう。そこでこれら3者の関連を通して、森林組合の姿勢とその性格は規定されてくるのである。従ってこの小論の分析も、この3点の検討を通して展開されるのであらう。

以下先ず調査組合の背景と組合のアウトライン述べて、次いで執行体制、事業、財務の検討を行い、最後にそれらを通して森林組合の本質規定と今後の発展への若干の考察を行いたい。

II. 調査森林組合とその背景の概要

さて先ず調査組合とその背景について、予めそのアウトラインを述べておく必要がある。われわれは、広島県西部から、地域区分に基いて6つの森林組合を選んだわけだが、各地域の性格、調査組合の選定、各組合の実態等については、森林組合の地域構造(注3)により詳しく書いておいたので、ここでは爾後の分析に必要な限りで、調査地域の性格、調査組合のアウトラインについて、簡単に述べておくに止めよう。

さてこの場合、地域区分は広島県庁の行った農林業地域区分によった。(注4)これによると、広島県西部の地域は5つに分けられる。調査組合は、各地域からその地域を最も良く代表するように、それぞれ1組合ずつ選んだわけだが、特に西北部山間地域には、人工林を主とする地域と、広葉樹天然林を主とする地域とが明別されたので、2組合を選んだ。選ばれた組合は次の通りである。

(イ) 西北部山間地域

人工林を主とするもの——山県郡加計町森林組合

広葉樹天然林を主とするもの——山県郡芸北町森林組合

(ロ) 西南部山間地域——佐伯郡佐伯町森林組合

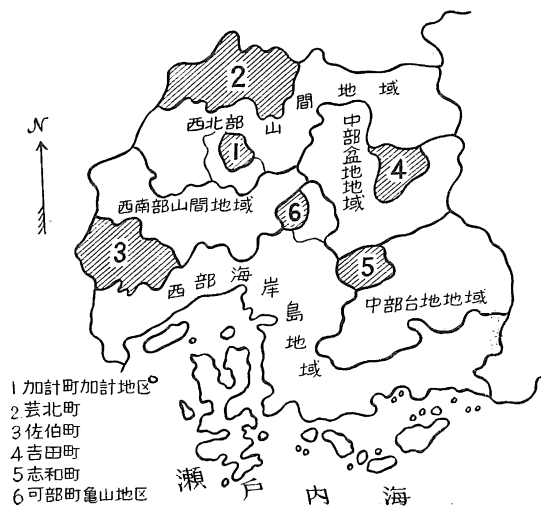
(ハ) 中部盆地地域——高田郡吉田町森林組合

(ニ) 中部台地地域——賀茂郡志和町森林組合

(ホ) 西部海岸島地域——安佐郡可部町亀山森林組合

第1図は地域区分と調査森林組合の対象地域を示す。

第1図 広島県西部の地域区分と調査森林組合対象地域



各地域の概要は次の通りである。

(イ) 西北部山間地域は、江川、太田川の源をなす中国山脈の南麓山間地域で、標高は高く(耕地300m~700m)、気温は比較的低い。年間降雨量は1,800mm~2,600mmでかなり多く、広葉樹林地帯を呈している。農家1戸当りの耕地面積は0.62町で、水田率が高い。林野面積は6.7町で、山が多く、農家経済の林業に対する依存度は高い。

(ロ) 西南部山間地域は、太田川、木野川の源をなす中国山脈南麓の複合山間地域で、標高は西北部山間地域より低いが、雨量は同程度である。従って広葉樹天然林が多い。農家1戸当りの耕地面積は0.46町とかなり狭く、反対に林野は6.7町と広い。従って農家経済の林業に対する依存度はかなり高い。

(ハ) 中部盆地地域は、江川流域に位置する盆地帯で、降水量は比較的小さいので、あかまつ天然林が多い。農家1戸当りの耕地面積は0.66町で、水田率が高い。林野は3.2町で農家経済における林業の占める地位は低い。

(ニ) 中部台地地域は、沼田川、芦田川、江川の源をなす台地及び盆地で、降水量少なく、あかまつ天然林地帯である。農家1戸当りの耕地経営面積は0.74町と広島県では最も高く、林野は2.5町と少ないから、林業の占めるウエイトは低い。

(ホ) 西部海岸島地域は、南部の比較的傾斜地の多い海岸及び島である。農家1戸当りの耕地・林野とも狭く、兼業の占める比重が高い。

以上のような各地域から、6組合が選ばれているわけであるが、このうち加計町森林組合と、可部町亀山森林組合は、未合併組合で、それぞれ加計町加計地区、可部町亀山地区を対象とし、他の4組合はいずれも合併組合で、その対象地域は町村と一致している。

次にこれら各森林組合対象地域の概況を簡単にのべると次の通りである。

(イ) 加計町加計地区は、広島市から北へ45km、国鉄可部線の終点である。第2表第3表にみるように、耕地が狭く杉檜の人工造林地が多い。古くから人工造林が行われ、木材生産量も少なくない。農業は自給自足する程度で、林業が農家経済において占める地位はすこぶる高い。

(ロ) 芸北町は加計から更に北へ25km、広島県の西北端に位置する。第3表にみるように面積22,000町に及ぶ広大な森林をもつ。標高は高いが耕地は少なくない。山は広葉樹天然林が多く、近年人工造林が盛んに行われるようになった。あかまつ材、広葉樹材を主とする木材の生産量は年間20万石をこえる。林野所有が比較

的分散しており、農家経済の林業への依存度は高い。
 (v) 佐伯町は、広島市の西方 30km, 広島県西端に位置する山間町である。第2表にみるように1戸当りの耕地面積は余り広くない。広大な林野があるので、林業のウエイトは高い。特に財産区有林の多いのがこの町の特徴となっている。

(iv) 吉田町は、広町市の東北方 35km, 広島松江間を結ぶ国道に沿っている。農家1戸当りの耕地面積は余り広くないが、林野もまた広くないので、農家経済における林業のウエイトは低い。あかまつ天然林地帯に属する。

(vi) 志和町は、広島市の東方 25km, 盆地状をなし、耕

第2表 調査地域別農家及び耕地

		加計町 加計地区	芸北町	佐伯町	吉田町	志和町	可部町 龜山地区
農 家 数	専業	68	202	405	980	689	133
	一兼	340	823	957	697	639	295
	二兼	320	226	543	374	260	274
	計	728	1,251	1,905	2,051	1,588	702
耕 地	田	116	934	797	1,167	1058	216
	畑	99	116	120	143	101	67
	計	215	1,050	917	1,310	1,159	283
	農家1戸当り	0.35	0.84	0.48	0.64	0.73	0.40
耕 地 経 営 規 模 別 農 家 数	1反未満	206	29	105	77	24	34
	1～3反	232	89	443	347	232	186
	3～5反	149	158	523	363	256	185
	5～7反	} 128	205	443	396	291	} 268
	7反～1町		350	313	518	387	
	1町～1町5反	12	356	66	328	333	28
	1町5反以上	1	64	12	22	65	1

第3表 調査地域別森林所有の状況

	加計町 森林組合	芸北町 森林組合	佐伯町 森林組合	吉田町 森林組合	志和町 森林組合	龜山町 森林組合
総森林面積	3892.5	23172	17918.6	6208.4	4903.1	2,663
国有林 {面積 %}	200.8 5.2	524 2.2	520 2.9	311.6 5.0	525.8 10.7	218 8.2
公有林 {面積 %}	38.0 1.0	4671.7 20.2	5298.5 29.6	869.8 14.0	554.3 11.3	46 1.7
私有林 {面積 %}	3653.7 94.0	17976.3 77.6	12100.1 67.5	5027 81.0	3,823 78.0	2,399 90.1
組合員 {台帳 所有林面積 推定実測}	2,730 3,200	12,514 18,000	15,000	1,950 3,000	2,650 3,500	2,182 2,400
針葉樹林 {面積 %}	1927.9 49.5	4181.6 18	7738.7 43.2	3,794 (61.1)	4000.4 81.6	1,663 61.7
広葉樹林 {面積 %}	1794.0 46.1	17039.6 73.5	6681.2 37.3	1867.4 (30.1)	442.3 9.0	700 27.0
針広混交林 {面積 %}			2,194 12.2	529 (8.5)	47.0 1.0	
その他 {面積 %}	170.6 4.4	1949.8 8.5	1304.7 7.3	18.0 0.3	413.4 8.4	500 11.3

森林 所有 規模 別 戸 数	1町未満 {戸数 %}	197 46.4	111 9.0	619 53.1	635 36.3	761 45.3	317 57.7
	1～3町 {戸数 %}	94 22.2	276 22.7	325 27.8	} 988 56.6	496 29.3	156 28.0
	3～5町 {戸数 %}	47 11.1	250 20.5	97 8.3		371 22.1	42 7.6
	5～10町 {戸数 %}	49 11.6	339 27.9	63 5.4	103 5.9	48 2.9	23 4.1
	10～20町 {戸数 %}	18 4.2	183 15.0	41 3.5	16 0.9	4 0.3	11 2.0
	20～50町 {戸数 %}	12 2.8	53 4.4	16 1.4	4 0.2	1 0.1	2 0.4
	50～100町 {戸数 %}	4 0.9	} 5 0.4	7	1 0.1		1 0.2
	100町以上 {戸数 %}	3 0.7		0.6			
	計	424	1,217	1,168	1,747	1,681	559
	森林組合員数	344	1,217	788	667	1,112	559

地経営面積はかなり広いので、比較的専業農家が多い。1戸当りの林野面積が狭いので、林業のウェイトは低い。あかまつ天然林地帯に属する。

(v) 可部町亀山地区は、広島市の北方 25km、第2表第3表にみる通り、農家1戸当りの耕地経営面積、林野所有面積とも狭い。農家の殆んどがサラリーマン農家で、農家経済の収入はサラリーが中心である。従って林業ばかりでなく、農業の発展に対してすら関心は高くない。

さて以上のような背景の下に、各森林組合はどのような活動をしているであろうか。

(i) 加計町森林組合は、組合員 344 人、組合員の森林所有面積約 3,200 町の未合併組合であるが、常勤役員 1 人、専従職員 3 人（このうち 1 名病氣療養中）をおき、主として受託方式で林産事業、販売事業を中心に組合活動を行っている。林産事業、販売事業が一応成切しているので、組合の経営は安定している。木材業の中間利潤排除に成果をあげている反面、指導事業、良い苗木の組合員への供給については充分ではない。

(ii) 芸北町森林組合は、組合員 1,217 名、組合員の所有森林面積は約 18,000 町に及ぶ。昭和34年に合併された組合で、常勤役員 1 人、職員 2 人をおき、主として指導事業、苗木生産事業を行っている。

(iii) 佐伯町森林組合は、組合員 788 名、組合員所有森林面積は約 15,000 町に及ぶ。昭和34年に合併発足した組合で、常勤役員 1 人、職員 3 名をおいて、主として指

導事業、財産区有林の施業受託事業に中心をおいて活動している。

(iv) 吉田町森林組合は、組合員 667 名、組合員所有の森林面積約 3,000 町の組合である。昭和33年に合併発足した組合で、半常勤の役員 1 人をおき、職員は町役場の林務職員が兼任している。事業は、これまでのところ林務行政の末端事務的なことが多く、漸く昨今苗木生産、受託販売に手をつけ始めたところである。

(v) 志和町森林組合は、組合員 1,112 名、組合員の所有森林面積は約 3,500 町である。昭和34年合併発足した組合であり、常勤役員はなく、専従職員は 1 名である。苗木あっせん、造林補助金事務取扱い、伐調資金の転貸事務等を行っているにすぎない。

(vi) 亀山森林組合は未合併組合である。組合員は 559 名、組合員所有の森林面積は約 2,400 町である。常勤役員ともなく、町役場の吏員が仕事のあい間に苗木のあっせん、造林補助金事務取扱いを行っている程度で、組合としての実質的な意味は殆んどない。

Ⅲ. 執行体制、事業及び財務の検討

さていよいよ調査組合の姿勢と、その性格を検討する段階に達した。以下執行体制、事業、財務の順で検討していくことにしよう。

(1) 執行体制

執行体制で特に問題となるのは、役員と職員の問題である。

第4表 調査森林組合役員一覧

	加計町森林組合役員		芸北町森林組合役員		佐伯町森林組合役員		吉田町森林組合役員		志保町森林組合役員		亀山森林組合役員							
	経営 耕地 面積	所有 林野 面積	職 業	経営 耕地 面積	所有 林野 面積	職 業	経営 耕地 面積	所有 林野 面積	職 業	経営 耕地 面積	所有 林野 面積	職 業						
組合長	反	町反	農業，農業 委員会，元 農協長，町 議，農協理 事	反	町反	農業，町長， 元雄鹿原村 長	反	町反	農業，東志和 農協長，元 志和村長，元 東志和森林組 合長	反	町反	農業，農協 組合長，元 町議						
理事	9.0	380.1		12.0	6.0		14.9	62.6	7.5	3.2	7.0	3.0	12.0	200.0				
専 (常務)	8.0	5.0	農業，元助 役，農協理 事	13.0	12.0	農業，元警察 官，元町会副 議長	2.3	4.0	農業，現農協理 事，現農業委員 ，財産区委員	5.0	1.0	農業，元国有 林長						
理 事	8.7	27.7	農業，元町 議，教育委員	10.0	15.0	農業，現町会 副議長	17.3	160.25	農業，元教育委員 長	0.0	0.3	神官，吉田町 長，元旧吉田 町長	6.2	1.35	農業，元東志 和村議	10.4	2.7	農業，農協 専務，現町 議
"	15.0	170.0	農業，元町 議	7.0	30.0	農業，元森林 組合監事	5.4	2.2	農業，元玖島農 協長，現農業委員 ，財産区委員	3.5	3.1	農業，吉田町 助役，元丹比 村助役	13.4	3.76	農業，元東志 和村議	11.8	16.6	農業，農業 委員，元農 協組合長
"	9.1	14.0	農業，元町 議，元農協 理事	10.0	30.0	農業，元雄鹿 原村議	9.3	7.3	農業，元農協長， 元助役，財産区 委員	9.0	18.0	農業，元丹比 村長	9.6	1.3	農業，元志和 村長，元町 議	18.5	29.8	農業，元教 員，元町議
"	8.0	5.0	農業，元町 議，農協理 事	9.0	15.0	農業	11.7	46.4	農業，元教育委員	3.0	40	商業，農業， 元吉田町議	6.9	0.5	農業，元志和 村助役	7.1	6.6	農業，農業 委員，農協 理事
"	8.0	60.0	農業	4.0	15.0	農業，町議， 農協理事，前 中野森林組合 長	16.7	14.6	農業，現農業委員	8.0	4.5	農業，吉田町 町議	9.5	2.0	農業			
"	7.8	41.3	農業，元町 議，元農協組 合長	9.0	15.0	元中野村議	7.0	0.3	商業，元町議， 現財産区委員	7.0	3.0	農業，郵便局 長	4.4	0.72	農業，志和村 長，元西志和 村長			
"	8.0	30.0	農業，商業	6.0	10.0	農業，元美和 村長，元美和 森林組合長	12.7	7.6	農業，現町議	6.0	2.0	農業，元郷野 村村長	4.8	1.93	農業，元西志 和助役，元西 志和森林組合 長			
"	1.4	54.2	山林経営， 元盛車少佐	10.0	30.0	農業，木材業， 運送業（トラ ック），元美和 村議	4.2	1.9	農業，現佐伯町 助役	5.0	2.0	農業，元教員	10.3	0.33	農業			
"				7.0	30.0	木材業，町議 農業，芸北町 最大の木材業 者	16.7	243.2	農業，現町議， 製材業，浅原農 協長	8.0	2.0	農業	20.1	2.16	農業，元町議			
"							1.5	2.8	元校長，元浅原 村長，元浅原森 林組合長				11.7	2.89	農業，元町議， 元西志和農協 専務			
"							1.3	0.8	農業，元村議， 元農協専務									
"							11.6	37.1	農業，元村議， 元教育長，木材 仲介									
"							8.1	1.7	農業，木材業， 元農協理事									
監 事	8.2	98.5	農業，元町 議，元農協 理事	9.0	14.0	農業，元八幡 村議	8.8	4.0	農業，現町議， 元村議	10.0	8.2	農業	8.3	0.9	農業，役場吏 員	9.3	2.4	農業，元会 社役員
"	6.6	1.3	農業，農協 理事	9.0	20.0	農業	11.5	11.1	農業，現財産区 委員，元玖島助 役，収入役	6.0	1.5	農業	13.5	3.5	農業，役場吏 員	12.5	7.4	農業，民生 委員
"	1.5	3.0	農業，農協 理事	9.0	15.0	農業	3.3	0.5	農業，現浅原農 協専務，現町議	7.5	2.0	農業，元吉田 町消防団長	12.0	0.93	農業			
"				8.0	30.0	農業，美和農 協長	2.6	5.7	商業，現教育委員， 元教員	8.5	5.8	農業，元吉田 町議，元森林組 合技術員						
"							3.5	1.2	元小学校長，元 教育委員									

備 考 亀山森林組合の監事1名は死亡し欠員のままである。

(イ) 役員

ここでは、如何なる職業、如何なる階層から役員がでているかが問題となる。第4表は、調査組合の役員の間営耕地面積、職業、役職を示す。この表から次のことを見ることができよう。

(i) 理事の総数は、佐伯町森林組合が15名でもっとも多く、芸北町、吉田町、志和町の森林組合が各11名でこれに次ぎ、加計町森林組合が10名、亀山森林組合が5名となっている。このうち、加計町森林組合、芸北町森林組合、佐伯町森林組合では、常勤理事として専務理事が1名おり、吉田町森林組合では非常勤の常務理事、志和町森林組合と亀山森林組合には常勤理事はいない。これはその地域の農家経済において、林業の占める比重に比例している。必しも組合員の所有する森林面積に比例しないことは、第3表と対比すると明らかであろう。

(ii) これら役員役職及び経営耕地、所有林野面積からみて、大体町村の有力者が理事となっている。これは必しも森林組合を最も良く利用する層とは言い難い。例えば加計町森林組合は、かなり大きな所有者を中心に役員が決められているが、後にみるように、加計町森林組合の主たる事業である林産事業、販売事業を主に利用しているのは、中小規模の階層であって、50町以上層は殆んど利用していない。大体これら有力者は、各部落乃至町内各地区から均等に出るようには選ばれている。本来組合の経済合理性追求の立場から云えば、組合を最も良く利用する層から、有能な役員が選ばれることが望ましいことであるが、町村社会の結合関係が、こういった有力者を役員にすることを要求しているわけだ。そこで役員地位が政治的ポスト化し、組合の姿勢がゆがめられてくることになる。こういった点は、森林組合の、利益追求の側面よりも、町村の共同社会的な結合の上ののっている面を強く表わしている。

(iii) ところで、こういった有力者が役員になる場合、林業のウエイトの高い山村では、往々にして、森林を所有している木材業者が森林組合の理事に選ばれる。調査組合の場合、芸北町森林組合の理事の中には、芸北町最大の木材業者を含めて、2名の木材業者が理事となっているし、佐伯町森林組合の場合には、3名の木材業者が理事になっている。しかもその1名は森林組合長である。林業の比重の高いところで、木材業者が役員になっていないところは、加計町森林組合だけだ。このように木材業者が理事になっている場合には、森林組合が木材業者の中間利潤排除の為に、林産事業販売事業を行うことは困難となる。事実、加計町森林組合が、林産事業販売事業を中心に活動しているのに対して、芸北町森林組合、佐伯町森林組合は、指導事業、苗木生産事業、財産区有

林の施業受託等、育林業関係の事業に力を入れており、林産事業、販売事業は殆んど行っていない。このような芸北町森林組合、佐伯町森林組合の在り方は、決して組合員のための組合という姿勢とはいえないであろう。本来木材業者の森林組合役員への就任は、こういったことを除くために、森林法第108条に禁止されている筈であるが、第108条の解釈があいまいにされているために、(注5)実際には木材業者が森林組合の役員に就任している例が少なくない。これは今後は正すべき問題であろう。こういった点、吉田、志和、亀山のような林業のウエイトのあまり高くないところでは、一般に木材業者がその地区の有力者となることが少なく、従ってこのような問題は起っていない。

(iii) 芸北町森林組合の場合、町長が森林組合長を兼ねている、また吉田町森林組合、志和町森林組合でも、町長が理事となり、佐伯町森林組合、吉田町森林組合では、町役場の助役が理事となっている。こういったことは、町役場と森林組合との協力体制をうち出し、地域育林業の振興の面から考えると、望ましいことであるかもしれない。だが芸北町森林組合のように、町長が森林組合長になっていることは、(こういう例はかなりののだが)森林組合の姿勢と性格に大きな影響を与えずにはおかないであろう。というのは、町長は本来町行政という一応公の立場に立つものであり、これに対して森林組合長は、特定の森林組合員の利益を代表するものだからである。即ち森林組合は、組合員の利益のために、木材業者と対抗関係に立って、その中間利潤を排除することをその役割の一つとしているのであるが、町長のように一応公の立場に立つものが組合長では、森林組合が組合員の利益のために、業者の利益を排除しようとするような事業活動を行うことは困難となろう。そこで町長が森林組合長となる場合には、組合の姿勢は町行政と結びついて、地域育林業(主として造林)の振興のための事業に重点が指向されてくることになるわけだ。このことは後にみるように、組合財務の面とも関連をもってくる。芸北町森林組合以外の、佐伯町、吉田町、志和町の森林組合でも、町長又は助役が組合理事となっているわけだが、これも地域育林業の振興と関連をもっているが、より以上に自立困難な森林組合に対する町財政からの援助のあらわれとみることができよう。このような姿勢の意味するものについては、事業、財務を検討して後に、改めて総合的に考察することにする。

(ロ) 職員

調査森林組合の職員は第5表の通りである。

(i) 表から明らかな通り、加計町、芸北町、佐伯町とい

第5表 調査森林組合の職員

		加計町 森林組合	芸北町 森林組合	佐伯町 森林組合	吉田町 森林組合	志和町 森林組合	亀山町 森林組合
専従	技術員	1人	2人	1人	人	人	人
	事務員	2		1		1	
	計	3	2	2		1	
兼任	技術員			1			
	事務員			1	1		1
合計		3	2	3	1	1	1
備考				役場の職員1名が常に森林組合の任事をしている。	役場の職員が兼任		役場職員が兼任、しかし森林組合の仕事はごく僅かしかない。

った林業のウェイトの高い3地区の森林組合では、いずれも職員が2~3人いるが、林業のウェイトの低い吉田町、志和町、亀山の3組合では、職員は1人づつにすぎない。これでは組合らしい活動は行えない。

(ii) しかも吉田町、志和町、亀山組合の職員は、いずれも町役場の吏員の兼職となっている。このように町役場の吏員が森林組合の職員を兼ねる場合には、組合員の組合というよりは、町林務行政の末端事務の整理に終る場合が一般であろう。それでは何故専任の職員を充分におくことができないのであろうか。その直接的理由は、組合の経営が安定しないからである。それでは何故組合の経営が安定しえないのであるか。こういった関連は、後に財務のところでも明らかにされる。

(iii) 林業のウェイトの高い佐伯町森林組合の場合においても、町役場の吏員1名が、常時森林組合の技術員と

して活動している。これは佐伯町森林組合の活動が、木材業者と対抗して業者の中間利潤を排除することにはむけられず、専ら地域育林業の振興をはかるといふ姿勢をとっていることと関連があるであろう。

以上のような職員の状況は、組合の事業の在り方、経営の安定性と密接な関連をもつものであって、以下事業、財務の検討をしていくことによって、その意味するものはより明らかとなろう。

(2) 事業

森林組合は法的には指導事業を必須事業とし、購売、販売、利用、加工、施業受託、貸付等の諸事業を適宜に行うることになっているが、これらも組合において、いかなる事業が行われているのであろうか。第6表は昭和34年度に行われた調査6組合の事業状況を示す。

第6表 調査森林組合の昭和34年度における事業状況

	加計町森林組合	芸北町森林組合	佐伯町森林組合	吉田町森林組合	志和町 森林組合	亀山町 森林組合
指導事業	先進地視察、講習会、講演会、懇談会の開催、立木販売の指導等、あまり力を入れられていない。	造林推茸等の指導等に力を入れている。町の林務職員、林業改良指導員と協同有線放送を利用している。	この組合が最も力を入れている。造林、苗木の生産指導、しいたげ、くり、製炭の指導、個別指導も行っている。有線放送を利用している。	講演会、講習会、懇談会、現地視察程度。	講演会、講習会程度で低調である。	
林産事業	素材の生産及び販売事業にこの組合は重点をおいてきた年間7000石~8000石程度					
販売事業	組合員の山は受託方式、中小規模所有者の利用が多い	素材と苗木の受託販売が行われている。素材はまだ微々たる量にすぎない。	木材業者が県森連に材を出すことの仲介をした程度。	素材を昭和34年度50石受託販売した。		

利用事業	伐出のための索道の貸付け。					
施業受託事業	34年度植林3町, 下刈6町, 伐出若干, 毎木調査6件。	町有林の造林, 昭和34年度8町実施したが成績は比較的よかった。	財産区有林の施業受託昭和34年度80町, 最も力を注いだ事業である。毎木調査5件。			
貸付事業	伐調資金のみ 1,998,000円	伐調資金 4,667,000円 林造融資 410,000円	貸調資金 8,704,000円 造林貸付金 800,000円	伐調資金 8,466,000円	伐調資金 4,730,000円	
購買事業	苗木と一部固形肥料と椎茸種菌, 移入苗が8割を占めるが, 活着が悪いという声がある。	苗木と少量の固形肥料, 椎茸種菌の購入である。	苗木, 固形肥料, 椎茸種菌の購入。	苗木, 固形肥料の購入。	苗木, 固形肥料, 椎茸菌の購入。	苗木の購入。
樹苗生産事業		依託生産である, 大体町内で自給して, 少し町外に移出している。町内生産苗木の活着は比較的良い。	依託生産を行っている。まだ自給するには至っていない。	昭和34年度から直営の苗木生産が始まった。まだ山行苗を供給していない。	昭和34年度迄直営, 昭和35年度から依託生産。成績はあまり良くない。	

その他 以上のほか造林補助金事務取扱い等林野行政末端事務を取扱っている。

第7表 調査森林組合役職員の労働配分

(昭和34年度)

		教育指導	貸付	造林補助金事務取扱い	購買	樹苗生産	販売	林産	施業受託	その他	計
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
加計	専務員A	20	20				10	30	20		100
	〃 B			20	20		10	30	20		100
	〃 C			病			欠			40	100
	平均	6.7	6.7	13.3	13.3		13.3	20	13.3	13.3	100
芸北	専務員A	25	25	5	5		10		20	10	100
	〃 B	30	5	35	10		10		10		100
	〃 C	10	5	20	20		20		15	10	100
	平均	21.7	11.7	20	11.7		13.3		15	6.7	100
佐伯	専務員A	15	5	0	10		3		60	7	100
	〃 B	62	5	5	20		3		5	2	100
	〃 C	15	20	40	18		5		0	0	100
	平均	0	2	20	1		1		0	76	100
	平均	23	8	16.3	22.3		3		16.3	21.3	100
吉田	常務員	30	20			40	5			5	100
	職員	10	20	30	20	5	15				100
	平均	20	20	15	10	22.5	10			2.5	100
志和	職員	20	5	25	10		10			30	100
亀山	職員	5		20	70					5	100

備考 吉田組合の常務は週3日勤務, 職員も町林勢係と兼務で組合の仕事は約半分, 亀山組合の職員は年間40日

表から次のことがわかるであろう。

(4) 加計町森林組合は、主として受託方式による林産事業、販売事業を中心に活発な活動を行っている。現在町内における木材取扱量は最大である。この事業によって、組合員の林産物販売に当って、木材業者の中間利潤を排除することに大きな成果を挙げている。またこの事業があればこそ、組合員所有森林面積が余り広くなく、組合員数344人という組合でありながら、常勤役員1名、職員3名を雇用しているわけだ。だが反面指導事業、良い苗木の供給等、育林業に関連していた事業は低調である。これは第7表にみるように、現状の役職員体制では、1人で行う仕事が他面にわたりすぎ、林産事業、販売事業と、育林業関係の事業との両者に力を入れることがむづかしいということであろう。従って、両者を発展させていくためには、合併により経営基盤を大きくし、職員を増加していくことが必要になるかもしれない。

(5) 芸北町森林組合、佐伯町森林組合では、指導事業、苗木生産事業、財産区有林の施業受託等、地域育林業の振興に事業の重点がおかれている。ある程度の成果をあげてはいるが、組合員で森林組合についてその内容を知らない者も多く、決してその活動は充分とはいえない。反面、林産事業、素材の販売事業は殆んど行われておらず、木材業者の中間利潤排除の役割は果していない。これはこの組合の理事に木材業者が入り、或は組合長に町長がなっていることと関連があるであろう。勿論加計町と違って、広葉樹林が多いところであるから、林種転換に力を入れていることは理解できるのだが、やはり組合の姿勢が、組合員のための組合という形になっていないというところに問題があろう。

(6) 吉田町森林組合、志和町森林組合では、あかまつ林地帯であるから、人工造林も少なく、林業の比重の低さ、役職員の体制を反映して、活動は低調である。これまでのところでは、苗木のあっせん、造林補助金の事務取扱いはほかでは、伐採調整資金の転貸が大きな役割となっている。ただ最近吉田町森林組合は常務理事をおいて、積極的事业への第一歩をふみ出した。いずれにしても、これまでのところでは、林野行政の末端事務的活動を主とするもので、決して協同組合的とはいえない。

(7) 亀山森林組合では、苗木のあっせん、造林補助金の事務取扱位で、伐採調整資金の転貸もやっていない。これらの事業は、若し組合がなくても、町役場等で行われようから、実質的には何ら事業を行っていないのと変りない。これは地域の林業の比重が低く、組合員の林業に対する関心の薄さを反映しているわけだが、現状のままでは森林組合無用論がでてしまふまい。

以上から明らかな通り、組合員の立場に立って、木材

業者の中間利潤を排除し、組合員の利益を図る事業を行っているのは加計町森林組合だけであり、芸北町森林組合と佐伯町森林組合は、行政と結びついた地域育林業の振興に、他の組合は林業のウエイトの低さを反映して、林野行政の末端事務的な仕事に終始しているということ

第8表 加計町森林組合林産事業、販売事業の組合員利用状況

	組合員	逆耕地面積	所有林野面積	石数	
34	受託林産	A	9.0	381.1	335.2
		A	9.0	380.1	95.3
		B	7.5	5.0	61.9
		C	0	3.5	192.3
		D	2.8	2.85	87.3
		E	6.7	8.97	52.7
		F	0.8	72.9	35.0
		G	3.3	3.72	725.8
	受託販売	H	7.2	11.92	350.3
		I	8.6	12.28	43.8
		J	6.9	8.40	36.6
		K	7.1	5.62	23.7
		L	9.5	8.76	27.3
		M	6.5	9.90	13.9
35	受託林産	N	8.5	6.00	19.5
		O	4.4	3.46	50.2
		P	4.7	4.97	1196.6
		Q	6.7	9.90	1101.3
		G	3.3	3.72	99.6
		H	7.2	11.92	452.5
		R	9.2	5.18	439.4
		S	6.2	1.50	99.4
	受託販売	T	11.0	10.10	385.8
		U	4.3	21.99	35.7
		V	3.5	18.60	300.0
		I	8.6	12.28	42.9
		J	6.9	8.40	5.7
		K	7.1	5.62	40.5
受託販売	L	9.5	8.69	71.3	
	F	0.8	72.9	9.4	
	W	8.5	20.00	12.1	
	X	7.0	6.25	46.6	
	M	6.5	9.90	53.5	
	C	0	3.50	75.6	
	Y	7.0	5.00	10.2	
	F	0.8	72.90	9.4	
受託販売	K	7.1	5.62	22.0	
	Z	0	0.60	14.3	

になる。いずれにしても、協同組合的姿勢を示しているのは、加計町森林組合だけだ。

そこで次に協同組合的姿勢をとっている加計町森林組合について、その事業を階層性との関連において少しほり下げてみよう。加計町森林組合は、林産事業販売事業を主体とした組合であったが、一体林産事業販売事業を主に利用している階層は、いかなる層であろうか。第8表は昭和34年度及び昭和35年度において、受託林産事業及び受託販売事業の利用状況を示す。表から次のことを見ることができるであろう。

- (イ) 50町以上の所有者ではあまり利用する者はいない。表によると、2名の利用者があるが、これは組合長と末亡人とである。人工造林の進んだ加計町では、50町以上の所有者は、逐次一貫生産を行う方向がでてきており、森林組合への依存は少なくなる傾向にある。
- (ロ) 零細な所有者は、売るべき山をもたないので、利用者はあまりない。
- (ハ) 従って、5町から20町程度の中小所有者が最も良く利用するということになる。この表でも、38件中24件は

この層の利用である。

そこで次のようなことが考えられよう。その1つは、組合を動かしている役員層は大所有者を中心とし、組合の利用層は中小所有者を中心とし、その間にギャップが生じているということである。組合の経済合理主義を貫いていく限り、これは適当ではないのだが、これが屈折するところに山村における組合のむつかしきがある。第2の問題は、林産事業販売事業を通して、組合の階層差が明らかとなり、森林組合が次第に中小所有者を中心とする方向に向っていくのではないかと考えられることである。こういった関連は後に改めて今後の発展方向との関連において検討することにしてしよう。

(3) 財務

森林組合の財務について、ここで問題にすべきことは、組合の資産状況と、組合が如何なる収入によって経営を行っているかということである。

まず資産状況からみていこう。第9表は調査6組合の資産状況を示す。

第9表 調査6組合の資産状況

	加計町 森林組合	芸北町 森林組合	佐伯町 森林組合	吉田町 森林組合	志和町 森林組合	龜山町 森林組合
	円	円	円	円	円	円
流動資産	6,345,591 (67.8)	1,893,371 (25.4)	4,249,776 (31.7)	571,722 (4.1)	948,524 (16.3)	1,732,968 (28.4)
固定資産	3,016,102 (32.2)	5,572,955 (74.6)	9,742,284 (68.3)	8,716,820 (95.9)	4,915,848 (83.7)	4,368,500 (71.6)
資産計	9,361,693 (100)	7,466,326 (100)	13,992,060 (100)	9,088,542 (100)	5,864,372 (100)	6,101,468 (100)
流動負債	7,033,001 (75.1)	1,812,712 (24.3)	2,795,853 (20.0)	231,225 (2.5)	681,193 (11.6)	1,573,743 (25.8)
固定負債	1,998,000 (21.3)	5,077,000 (68.0)	9,551,100 (68.2)	8,466,000 (93.1)	4,730,000 (80.6)	4,250,000 (69.6)
自己資本	350,692 (3.5)	576,614 (7.7)	1,645,107 (11.8)	391,317 (4.4)	453,179 (7.8)	277,725 (4.6)
払込済出賃金	313,370	509,100	1,596,000	391,000	399,992	181,654
全上組合員1人当	911	418	2,025	589	359	325
全上組合所有林 1町当	98	28	106	130	114	76

資産総額は、6組合とも500万円から1,400万円位迄の間であるが、このうち加計町森林組合以外の組合では、固定負債がいずれも3分の2以上を占めている。吉田町森林組合の如きは、93%に達している。この固定負債は、農林漁業金融公庫からの伐採調整資金（一部造林資金）の借入額であって、そのまま森林所有者への転貸されるものであり、組合にとって何等実質的な資産となる

ものではない。従って、これを除くと、加計町森林組合以外では、その額はいずれも300万円未満となる、これら5組合の経済事業の低調さを表わしているとみてよからう。

次にこれら森林組合が、いかなる収入を基礎として、組合の経営を行っているかをみてみよう。第10表は、一般管理費を除いた森林組合の収益のうち、行政的事務の手数料、補助金、苗木購買収益、他の事業収益、他の事

第10表 調査森林組合の収益の内訳（一般管理費を除く）

	加計町 森林組合	芸北町 森林組合	佐伯町 森林組合	吉田町 森林組合	志和町 森林組合	亀山町 森林組合
行政的事務の 手数料	{金額 1.7	{金額 31.0	{金額 18.3	{金額 48.1	{金額 54.2	{金額 62.8
補助金	{金額 1.5	{金額 4.7	{金額 21.1	{金額 41.7	{金額 21.0	{金額 0
苗木講買収益	{金額 1.9	{金額 32.1	{金額 47.9	{金額 3.3	{金額 23.2	{金額 34.8
他の事業収益	{金額 83.6	{金額 31.9	{金額 10.6	{金額 2.1	{金額 0	{金額 0
他の事業外 収益	{金額 1.3	{金額 0.3	{金額 2.1	{金額 4.7	{金額 1.5	{金額 2.4
計	{金額 100	{金額 100	{金額 100	{金額 100	{金額 100	{金額 100

補助金の中には町吏員で組合で働いている者の給料を含めた、伐調資金は森林組合を通してのみ借入れられる仕組みになっているので、その転貸手数料は行政的事務の手数料の中に含めた。

業外収益の額及び、それぞれの割合を示している。このうち苗木の購買は森林組合に独占的地位を与えられているから、行政的事務の手数料、補助金及び苗木の購買収益は、行政によって支えられた収益ということになる。

今この行政によって支えられた収益の割合をみると、加計町森林組合では15.1%であるのに対して、芸北町森林組合では67.8%、佐伯町森林組合では87.3%、吉田町森林組合では95.2%、志和町森林組合では98.4%、亀山森林組合では97.6%となる。勿論その内容をみると、芸北町森林組合と佐伯町森林組合では、苗木講買手数料が多く、吉田町森林組合、志和町森林組合、亀山森林組合では、行政的事務の手数料が多いという相違はあるが、ともあれこれら組合が、いずれも行政の支えによって組合経営がなり立っていることは明らかであろう。ひとり加計町森林組合だけが、積極的な経済事業によって83.6%の収益を得て、組合経営を安定させている。

そこでこういった関係が生じた原因を、少しほり下げて考えてみよう。先ず芸北町森林組合と佐伯町森林組合とは、いずれも木材業者が組合の役員になっており、林業の比重の高い地帯ではあるが、林産事業、販売事業を進展させることはできない。そこでこれ以外の事業から収入を得なければならなくなる。両町とも広葉樹林地帯で、林種転換の比較的盛んなところであるから、苗木のあっせん、造林補助金の事務取扱手数料がかなり入り、これが組合収入の主体となっているわけだ。これらは行政の支えによる収入であることは云う迄もない。だがこれらの収入は、いずれも年々の人工造林面積によって限定づけられており、今後の増大は余り期待しえないのであろう。これらの収入だけでは勿論充分でないので、芸

北町森林組合では、不足の収入を主として苗木の依託生産販売で、佐伯町森林組合では町からの補助でまかっている。だがこれらについても、苗木は各町村自給の方向をとっており、また町から補助はこれ以上あまり期待出来ないから、今後これらの収入の増大は望めないわけだ。とすれば今後組合の発展のために、組合収入を増大していこうとすれば、やはり林産事業或は販売事業の発展が必要となろう。

吉田町森林組合と志和町森林組合は、あかまつ天然林地帯であるから、人工造林が少なく、芸北町森林組合佐伯町森林組合のように、人工造林に依存するわけにいかない。そこで組合の収入はこれら2者に比べて著しく少なくなる。その主たる収入は、町からの補助と、伐採調整資金転貸の手数料ということになる。こういった事務的収入によって職員をやとい、事務的仕事を行うのに終始しているのがこの組合の現状である。この状態を打破して、積極的に組合を進展させていくには、やはり林産事業、販売事業の発展が必要となろう。

亀山森林組合では、地域の農林業のウエイトの低さを反映して、町からの補助もあまり期待出来ない。そこで造林補助金事務取扱手数料、苗木の講買手数料、伐調転貸手数料がその収入となっているが、造林の少ないところであるから収入も少なく、常勤の役職員を雇用できぬ状態である。従って仕事もまた、これら事務を細々と行っているに過ぎないことは先にみた通りである。

かくて財務の面からみても、協同組合的姿勢を示しているのは加計町森林組合のみであり、他は行政に依存して経営を保っているというべきであろう。言いかえたならば、林産事業或は販売事業を積極的に行なわない限り、

独自の力で森林組合の経営を安定させていくことはむづかしいということである。

Ⅲ. 森林組合の本質と今後の発展方向

以上の実証的検討から、森林組合の本質と今後の発展方向について考察を行なってみよう。

(1) 個々の森林組合は著しく多様である。各組合は、執行体制、事業、財務の3つからまりあってその性格を形成しているわけだが、大別すると次の2類型に分けられる。1つは、加計町森林組合のように、組合員の立場に立って林産事業、販売事業を積極的に行う組合であり、協同組合的性格をもっている。他は残りの5組合にみられるように、行政依存的で、その地域における造林の進展、林務行政の末端事務を主たる仕事とし、町村役場の林業係的、非協同組合的性格の強いものである。この場合両者の相違は、組合員の立場に立って林産事業或は販売事業を積極的に行うかどうかにおいたが、これはこれ迄の6つの分析からもわかるように、このことが森林組合の本質を規定する最も大きな要因と考えたからである。即ち、組合員の立場に立って林産事業或は販売事業を積極的に行う組合は、組合員のための木材流通の合理化に役立つと共に、独自の力で安定した組合経営が可能で、その基礎の上に指導事業ものばすことができる。これは正に協同組合であって、このような組合が多いのであれば、今日森林組合の本質論をとりあげる意味は変わってくるであろう。これに対して林産事業或は販売事業をあまり行わない組合は、一般に(勿論いろいろ例外はあるが)独自の力による組合経営の安定が困難で、行政依存的性格におちいり易い。そうして先の分析でもみたように、事業、執行体制、財務の各面にわたって、非協同組合的性格をおびてくる。今日我国の森林組合にはこういった組合が多いのであり、そこに森林組合の低迷があり、森林組合の本質論をとりあげる最大の理由があるわけだ。

ともあれ現実の森林組合は、このようなかなり性格を異にした2類型からなっているのであって、これを一本にして、その本質を論ずることはできないであろう。

(2) そこで今日の段階で森林組合の本質論が問われるのは、行政依存性、非協同組合的森林組合が多いからだということになるわけだが、このような組合の本質をもう少しほり下げてみよう。

先にも述べたように、このような森林組合を協同組合的森林組合から区別するものは、組合員の立場に立って林産事業販売事業を積極的に行うか否かであった。木材流通の合理化に積極的にのり出すか否かが、この両者を本質的に区別させる基礎であった。木材流通過程の合理

化にのり出さぬということは、組合が木材業者との対抗関係をさけ、大体単なる地域育林業振興のための機関となることを意味する。こういった課題は、多分に町村役場の仕事としての性格をもつものであり、このような組合が多いということは、一般に町村役場に林務職員が少ないことと表裏しているのである。

それでは何故このように森林組合が性格づけられたのであろうか。どうしてこのような森林組合が多いのであろうか。その理由はいろいろあろう。だが最も大きな原因は、これ迄の林業政策の在り方にあるといつてよい。周知のように、昭和26年の森林法改正迄における森林組合は、制度的にも森林生産の保続を図ることを目的とし、協同組合としての性格をもつものではなかった。昭和26年の森林法改正によって、制度的には森林組合的なものに改組されたわけだが、この改組は実際には単に定款の変更をみただけであったから、実質的には森林法改正以前の性格が継承された。特に戦中戦後の林野荒廃化のあとをうけて、昭和30年頃迄は、資源の危機国土の緑化が強く叫ばれ、森林組合は資源政策のための重要拠点としての役割をひきうけさせられた。このことは、町村役場に林務職員の少ないことからくる当然の帰結であった。資源政策の推進のためには森林組合が必要であり、そのためには行政的な援助が必要であった。上からの資源政策に方向づけられた森林組合は、こうして行政依存的な姿勢を形成していく。こうして制度としては協同組合的であっても、実質に非協同組合的要素を多分にもった森林組合が多くつくられてきたのであった。その意味で、造林適地を多くもつ地域の森林組合は比較的活動し、造林適地の少ない地域の組合は有名無実の存在となる傾向があった。調査6組合の場合も、先に示したようにこのことがあてはまる。

だが昭和30年頃から資源政策が曲り角にさしかかると、森林組合もその在り方が反省されるようになった。これはこの両者の関係から当然のことである。もっともそれ以前から森林組合の本質を問う空気がなかったわけではないが、それが実際問題としてクローズアップしてきたのは昭和30年以降である。漸く昭和32年の全森連大会において、森林組合が協同組合であることが確認され、その積極的な振興対策がうち出されるに至ったのである。調査6組合の場合、加計町森林組合が、昭和31年から林産事業販売事業を積極的に発展させたことは、これに対応するものである。だが他の5組合は、従前の方向を余りかえることなく今日に至ったわけだ。

(3) それではわれわれは、低迷している森林組合の今後の発展をどのように考えるべきであろうか。先の6組合の検討は、林産事業或は販売事業を発展させること、そのために必要な条件を整備することの必要を示している。

先の分析をくりかえす迄もなく、一般に森林組合は、組合員の立場に立って林産事業販売事業を積極的に行うことによって、始めて協同組合としての健全な発展が可能なのであり、このために必要な執行体制、財務諸条件等を整えていかなければならない。勿論林産事業販売事業と共に、育林業を進展させる指導事業等諸事業も必要であるが、これらは林産事業販売事業の進展に応じた形で進めるべきである。これは協同組合としての姿勢をくずさないための要件である。組合員が森林組合に期待するものは、生産過程と流通過程の合理化であるが、一般に農林業の協同組合では、流通過程の合理化から始まって生産過程の合理化に進むのが自然の道である。これは流通過程の合理化が、よれによって組合収入が得られ易く組合員に浸透し易いのに対して、生産過程の合理化は、これに組合収入が得られ難いからである。これまで多くの森林組合が、資源政策に方向づけられて流通過程よりも先ず生産過程に手をつけ、このためその姿勢がゆがめられ、協同組合としての発展を阻まれ、あいまいな性格を呈してきたことは、充分反省しなければならないであろう。

ここで今日の森林組合政策が、森林組合の合併を重要施策としてとりあげていることに触れておこう。この合併政策は、現状の森林組合は経営基盤が弱小だから、合併によって発展条件をつくるべきだとするものであった。この考え方は、合併が何よりも販売事業林産事業を活発に行う条件をつくる意味での基盤の拡大であるならば、正しい方向といえるであろう。だが森林組合の内部構造にたちいて考えず、単に合併によって常勤役員を雇いうる体制をつくり、事業一般の発展をはかるといった程度のものであるならば、組合の対象地域は広くなくても、組合の実質は拡大再生産されたにすぎないことになる。調査組合でも、対象森林面積が2番目に小さく、森林組合員が最も少ない加計町森林組合が、協同組合らしい最も活発な活動をしていることは注意されねばならない。

(4) 次に林産事業販売事業を行っている協同組合的な森林組合の本質についてほり下げてみよう。先に筆者は、組合員の立場に立って積極的に林産事業販売事業を行う組合を協同組合的森林組合としたのであるが、これはただ林産事業販売事業を行ってれば協同組合的だということではない。森林組合の中には、林産事業販売事業を積極的に行っているが、森林所有者から材を安く買い木材消費資本に高く売る商人資本的性格のものもかなりある。これらは商人資本的とはいえ協同組合的とはいえないのであって、協同組合的森林組合は、あくまでも組合員の立場に立ち、木材業者の商人資本的利潤を排除しようとするものでなくてはならない。

それではこの協同組合的森林組合の林産事業或は販売事業をどのように評価すべきであろうか。かつて川田氏は森林組合は、独占資本のパイプが森林所有者の防衛機関かという問題を提出し、仮令パイプの面が強としても、やはりかつて前期的商業資本に支配された流通面の合理化、それによる農民地位、消費者利益の向上は否定できないであろうと結んでおられるが(註6)、加計町森林組合のこれら事業の進展に伴い、加計町の立木価格が騰貴したことにみるように、筆者もまた、現状では森林所有者の組済的地位の向上に果している役割を高く評価する。勿論パイプ的性格がないというのではなく(近年連合会のこの種事業がパイプ的性格をかなり濃厚にしているところがある)、将来においてはかなり強まる可能性はあるけれども、現状では森林組合のこれら事業が、木材流通の合理化を通して、木材市場価格を引き下げるどころ迄進んでおらず、森林組合活動による商人資本の排除が、森林所有者により大きな利益を与えているとみるわけである。

(5) 次に階層性に関して森林組合の本質を検討してみよう。調査組合のうち、育林業の振興を中心課題とする森林組合においては、植林が広範な階層にまたがっているために、組合利用に関して階層差が比較的少なく、異質な階層を中に含むことが、顕著な矛盾を露呈していなかった。これに対して、林産事業販売事業を積極的に行う組合では、これら事業の利用者が中小森林所有者を主体とし、これに対して、組合の運営指導は大所有者の力が強く、その間にギャップを生じていた。これは組合の役員が、組合員のための役員という面と、町村内の政治ポストとしての面をもち、後者が優位を占めている表われであろう。たかいつれにしても、組合が協同組合的性格を強めるに従って、階層間のギャップを露呈し、強めていくであろう。そうしてやがては分化を生ぜしめるに至るであろう。ここで森林組合は、異質な階層を含んでいるので発展しえないから、先ずこれを整理すべきであるとする見解について触れておく必要がある。筆者によれば、この考え方は逆だちしているのである。勿論現在の森林組合に関する諸制度が加入脱退が自由とはいえ、なるべく多くの森林所有者を含めるような形になっていること(註8)、森林組合のおかれていた山村の閉鎖性、結合関係がなるべく森林所有者全員を組合員とするような性格があることは指摘されよう。だが現状において、異質な階層が含まれているのは、現状の事業状況では異質な階層が含まれていても、あまり大きな矛盾がないからである。資源政策に方向づけられた造林中心の組合の場合、異質な階層を中に含んでいてもさしたる問題がないのであって、組合が林産事業、販売事業を進展させて

いくよくなれば、この状況は次第に変わってくるのである。加計町森林組合の場合においても、これらの事業の利用者は中小規模の森林所有者が多かったが、これは一つの必然性をもつものであった。そして異質な階層を含むこと自体は、直接これら事業を進展させる上でさしたるブレーキになっているのではないのであって、ただ事業を利用しない層が加入していても余り利益がないという関係にあるにすぎない。むしろ反対に、異質な階層を含んでいるということは、組合の姿勢、事業の在り方の結果としてあらわれているのであって、林産事業、販売事業が進んでくるならば、この異質な階層性は、次第に整理され、分化する方向に進むであろう。

(6) 最後に現行施業森林組合の発展性を否定して、新たな組織をつくる必要があるとする考え方に触れてこの小論を終ろう。筆者はこれ迄、現行施業森林組合を協同組合として進展させること、そのため林産事業或は販売事業を進展させることが必要なことを繰り返して述べてきた。だがここでとりあげる考え方は施業森林組合の発展性を否定して、別個な組織の発展を期待しているわけである。たしかに現行施業森林組合のほかには協業組織は必要であろう。また手離して現在の施業森林組合の発展を楽観することができないこと、限界性があることも事実であろう。だが加計町森林組合に見るように、施業森林組合も林産事業販売事業を行うことによって、遂次

活発な協同組合的森林組合としてのびつつあることも見なければならぬ。特に近年の市売市場の発展は、これら事業発展の大きな条件となっている。従って現在の森林組合の発展性を否定しきるのは誤りであろう。ただ森林組合が協同組合としての性格が強めれば強めるほど、第一次産業の協同組合の中での森林組合の特殊性は失われるのであって、農協との関係が問題となろう。組合員のための組合として、農協との関係をどのような形にもっていくか、これは今後における重要課題である。

文 献

- 1 林業基本問題及び基本対策：生産政策の諸施策 2 の
(4) 構造改善諸施策
- 2 赤井英夫 森林組合小史 1960 島根県
- 3 赤井英夫・北川泉 森林組合の地域構造 1961 広島県
- 4 広島県庁 広島県の農業地帯 1959
- 5 林野庁編 森林法解説 pp. 293~294 1952
- 6 川田嗣郎 森林組合小論 林業経済 No. 111, pp. 27~28, 1958
- 7 兼岩芳夫 森林組合の組織と経営 林業経済 No. 118, pp. 12~13, 1958
- 8 川田嗣郎 森林組合小論 林業経済 No. 111, pp. 26~27 1958